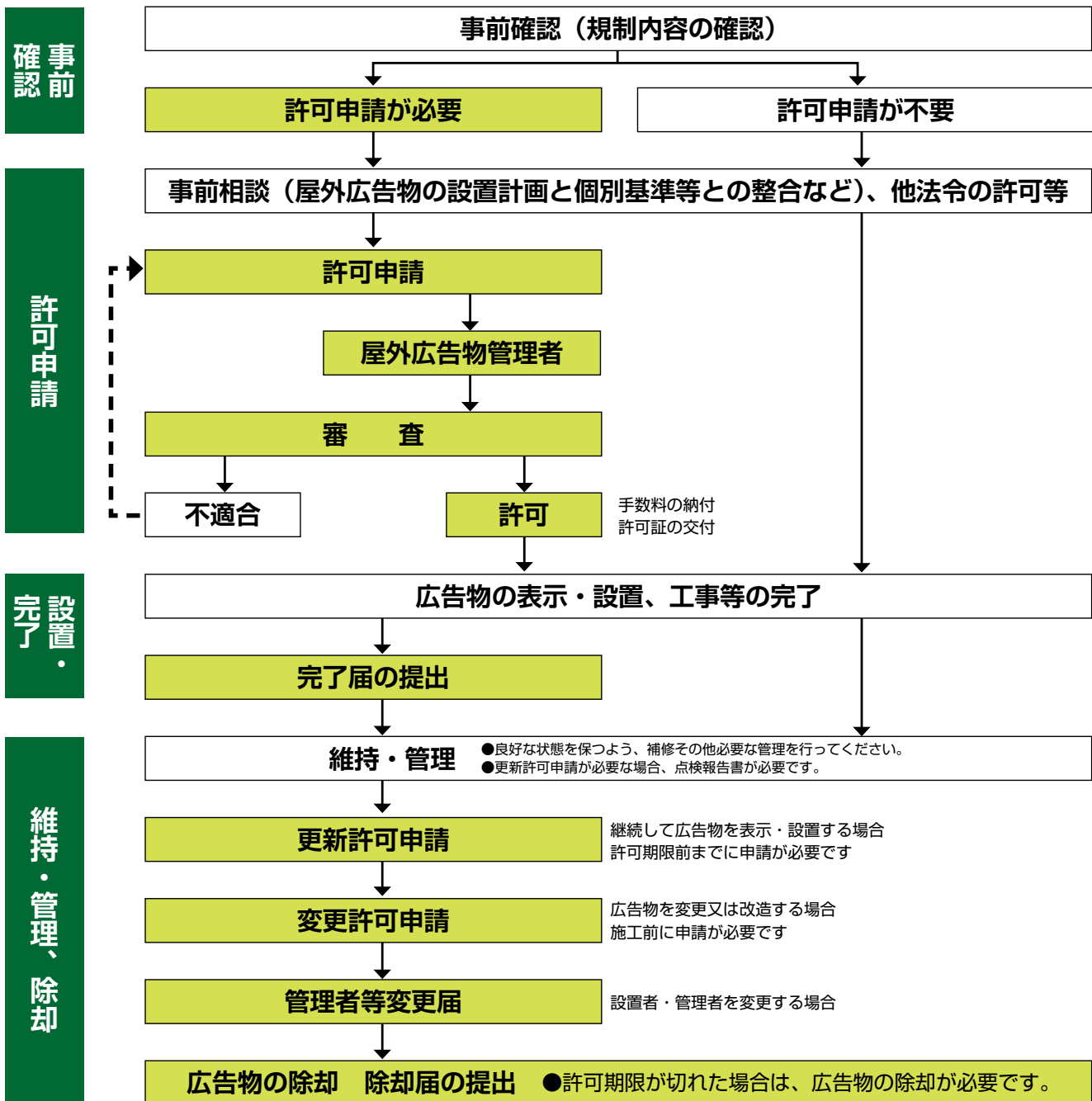


屋外広告物の許可の手続き・流れ



- 許可手続は、市で行います。
- 許可申請には、表示・設置する広告物の種類等に応じた手数料が必要となります（手数料は申請書類を確認後、納付書を発行します）。なお、禁止地域内に表示・設置する場合の許可申請で、佐渡市景観審議会の意見が必要となるものについては、上記手数料とは別に、手数料が加算されますのでご注意ください。
- 許可を受けるためには、広告物種類ごとの許可基準に適合していなければなりません。
- 許可を受ける広告物には、原則として管理者の設置が必要です。
- 広告物の高さが4mを越える場合は、建築基準法による工作物の確認を要するなど、他法令による許可等が必要な場合がありますので、確認してください。